

板橋区ものづくり企業地域共生推進助成金交付審査会設置要綱

(平成26年10月1日区長決定)

(平成29年4月1日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

(令和7年3月12日一部改正)

(設置)

第1条 板橋区ものづくり企業地域共生推進助成金交付要綱第7条に基づく助成金交付申請等の審査のため、板橋区ものづくり企業地域共生推進助成金交付審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、助成金の交付に係る審査に關することとする。

(組織)

第3条 審査会は、産業経済部長のほか、審査員3名以上の計4名以上をもって組織とする。

- 2 会長は、産業経済部長をもって充てる。
- 3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指定する審査員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 審査員の任期は、1年以内とし、再任されることを妨げない。

- 2 審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、審査会を必要的都度招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 議事は、審査員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、書面の持ち回りをもって、審査会の開催に代えることができる。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、審査員以外の職員、外部の学識経験者等にその説明又は意見を聞くことができる。
- 6 審査会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 審査会に関する庶務は、産業経済部産業振興課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行する。